

議案第12号

佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成27年佐倉市条例第  
32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者

第7条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、第2条第1号エに該当する者（同号アからウまでのいずれかに該当する者を除く。）の受給券の有効期間に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1号エに該当する者に係る受給券の交付の申請その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。